

長野県上伊那広域水道用水企業団公告式条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
条例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定による公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に企業長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、企業団の事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、企業長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して、企業長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程の公表について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会その他企業団の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「企業長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 4 条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」、「企業長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の指定)

第 6 条 規則若しくは規程又は企業団の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。